

貿易投資相談ニュース

Asian Business Advisory Office Monthly
Vol. 144



信金中央金庫

SCB

総合研究所 アジア業務室

今月の
解説 ベトナムのWTO加盟について

April, 2007

アジア情報ダイジェスト

中国：加工貿易禁止類を 184 品目追加

中国政府は4月5日、加工貿易による免税での輸出入を禁止する「2007年加工貿易禁止類商品目録」を公布した。新たにディーゼル油、重油などのエネルギー関連品やウナギの稚魚、骨粉などの農林副産品が追加され、禁止類は合計で184品目増の1,140品目となった。新目録は4月26日から施行される。

韓国：日本の特許出願を早期審査

日韓両国の特許庁は、4月1日より相手国の審査結果を利用することで特許の早期審査を可能にする「特許審査ハイウェイ」を開始した。今後、第1国で特許が認められた出願については、第2国の特許庁において優先審査のための申請書類が一部免除され、簡易な手続きで審査を受けられるようになる。

マレーシア：不動産譲渡益への課税を廃止

マレーシアのアブドラ首相は3月22日、不動産市場の取引活性化を目的として4月1日より不動産譲渡益にかかるキャピタルゲイン課税(RPGT)を廃止すると発表した。これまで、外国人がマレーシアの不動産を取得後5年以内に売却した場合は30%、それ以降は5%のRPGTが課税されていた。

インドネシア：新投資法が成立

3月29日、長らく成立が待たれていた新投資法案が国会本会議で可決された。新投資法には、内外無差別原則、一定条件を満たす投資に対する税制優遇、投資許認可のワンストップ化、土地権利期間の延長など革新的な内容が盛り込まれている。近く、大統領の承認を経て施行される見通し。

解説

ベトナムのWTO加盟について

今年1月11日、ベトナムは150番目の加盟国としてWTOに加盟しました。内外無差別・貿易障壁の低減といったWTOの基本原則に従って、今後関税引下げやサービス分野の開放が予定されており、ベトナムへの貿易や投資は一段と拡大することが予想されます。

今回は、ベトナムのWTO加盟にかかる合意内容とその影響について解説します。

1. 加盟の経緯

ベトナムは、1986年に中国の「改革開放」政策に相当する「ドイモイ(刷新)」政策を導入して以来、対外開放路線を歩んできました。1996年のAFTA参加や2001年の米越通商協定締結に代表されるように、自由貿易体制への編入を通じて経済成長を加速させてきましたが、WTO加盟はこの延長線上にあります。WTOに加盟すれば、市場開放や関税の低減を求められる一方、加盟国から恒久的な最恵国待遇を受けられ、外国市場へのアクセスが容易となります。ベトナムとしては、WTO加盟をきっかけに国内諸制度の改革を進め、更なる直接投資の受入れや輸出の促進を目指しています。

なお、WTOには1995年1月の発足と同時に加盟申請し、その後12年にわたる二国間交渉や多国間協議を経て、2006年11月7日の一般理事会でようやく加盟承認されました。

2. 合意内容

合意内容は大きく、(1)関税引下げ、(2)サービス分野の開放、(3)加盟作業部会における約束に分かれています。具体的な内容は以下のとおりです。

(1) 関税引下げ

1万を超える関税品目のうち、ベトナムが関税引下げを約束した3,800品目について、今後5～7年間かけて関税が引き下げられます。最終的な平均関税率は現在の17.4%から13.4%に引き下がる見込みです。関税が大きく引き下げられる品目としては、繊維製品、木材、紙、電気・電子設備、機械などがあります。また、ベトナムはWTOにおけるIT分野の関税撤廃を定めた情報技術協定(ITA)にも参加するため、コンピュータや半導体などITA対象製品

図表1：関税引下げにかかる主なポイント

- ・ほとんどの品目の関税率について0～35%のシーリングが設けられ、2014年までに段階的に削減される。平均関税率は、現在の17.4%から13.4%に引き下がる。
- ・分野別では、農産品は今後5年間かけて平均23.9%から20.9%に引き下げられ、工業製品は今後5～7年かけて平均16.8%から12.6%に引き下げられる。
- ・卵、タバコ、砂糖、塩などわずかな品目については、関税割当が設けられる。
- ・ベトナムは情報技術協定(ITA)に参加し、コンピュータや半導体などITA対象製品にかかる関税は2014年までに段階的に撤廃する。

にかかる関税は、2014年までに段階的に撤廃されます。主なポイントは図表1をご参照ください。

なお、関税引き下げの第一弾として、WTO加盟と同時に1,812品目の関税率が引き下げられました。関税が引き下げられた主な品目(引下げ率)には、繊維品(63%)、家庭用プラスチック(20%)、履物(20%)、時計(25%)、お茶(20%)、加工肉(20%)、雑貨類(20～25%)などがあります。また、関税引下げにかかる詳しいスケジュールは以下アドレスからダウンロードできます。

http://www.wto.org/english/thewto_e/acc_e/sched_vietnam.zip

(2) サービス分野の開放

ベトナムは、WTOサービス分類による12の分野のうち11の分野、155の小分野のうち110の小分野について、開放を約束しています。開放される11分野の内訳は、①法律、会計、コンサルティングなどの実務サービス、②クーリエ、情報通信などのコミュニケーションサービス、③建設サービス、④卸・小売、フランチャイズなどの流通サービス、⑤教育サービス、⑥汚水廃棄物処理などの環境サービス、⑦保険、銀行、証券などの金融サービス、⑧病院などの健康関連サービス、⑨ホテル、旅行業などの観光サービス、⑩興行、電子ゲームなどの娯楽サービス、⑪海上、航空、鉄道、道路などにおける運送サービスとなっています。開放される主な業種・開放スケジュールについて

は図表2をご参照ください。

通信などいくつかの分野では外資による所有に制限が残りますが、多くの分野では今後数年間かけて段階的に開放され、最終的には100%外資による出資が認められる見込みです。

なお、サービス分野の開放にかかる詳しいスケジュールは以下アドレスからダウンロードできます。

<http://docsonline.wto.org/imrd/directdoc.asp?DDFDocuments/t/WT/ACC/VNM48A2.doc>

(3) 加盟作業部会における約束

ベトナムのWTO加盟交渉に当たっては、同国の加盟に関心のある43の国・地域からなる加盟作業部会が設置され、14回におよぶ多国間協議が行われてきました。その過程で、ベトナムは様々な約束をしており、その内容が加盟作業部会報告書として公表されています。

同報告書でベトナムは、WTOの基本原則を遵守し、国内諸制度の改革を進めていくことを約束しています。主な約束内容については、図表3をご参照ください。

なお、加盟作業部会報告書は以下アドレスからダウンロードできます。

<http://docsonline.wto.org/imrd/directdoc.asp?DDFDocuments/t/WT/ACC/VNM48.doc>

3. ベトナム経済への影響

WTO加盟によってベトナムは関税の引下げやサービス分野の開放など、多くの履行義務を負うこととなります。ベトナム財務省のグエン・ティ・ビック国際協力局長によれば、「関税引き下げによって木材製品、自動車、二輪車、化学製品、プラスチックなどは大きな影響を受ける。」としています。国際的な自由競争の中で、競争力のない国内企業は淘汰が進むとともに、鉄鋼、セメントなど経営効率の低い国営企業は、株式会社化・統廃合等による再編が行われると思われまます。

一方、WTO加盟国間では、最恵国待遇・内国民待遇の享受により輸入割当などの障壁は撤廃されるため、繊維など競争力のある製品については、輸出の拡大が見込まれます。今後、知的財産権の保護などWTOルールに従った国内諸制度の整備を進めることで、海外からの直接投資の拡大も見込まれることから、WTO加盟はベトナム経済にとって追い風となりそうです。

4. 中小企業にとってのビジネスチャンス

既存の内販型企業にとっては、関税引下げにより輸入製品との競合が激化するデメリットと、部材の調達コストが下がることで価格競争力の強化につながるメリットがあります。また、輸出加工型企業にとっては、輸出実績に応じた補助金・優遇税制が廃止(工業団地入居企業への優遇税制は継続)され、既得権益がなくなることが考えられます。ただし、中国や他のASEAN諸国と比べた税負担度には依然として優位性があり、新規進出に対する影響はそれほど大きくないものと思われまます。

サービス分野の大幅な開放を受け、今後は100%外資の貿易会社などサービス業での進出が可能となります。ASEAN第二の人口を抱え、市場経済国としての国内制度を整備しつつあるベトナムは、日本の中小企業にとってより魅力のある国になっていくと思われまます。

図表2：サービス業にかかる主な開放分野

業種	開放スケジュール
会計	加盟後直ちに、外資100%での現法設立を許可。税務サービスについては、加盟から1年後に、ケースバイケースで認可。
建設	加盟後直ちに、外資100%での現法設立を許可。但し2年間は外資へのサービスに限定。
流通(卸・小売)	加盟後直ちに、外資49%以下での合弁現法設立を許可。2008年より合弁の出資比率を撤廃。2009年より外資100%での現法設立を許可。フランチャイズに関し、加盟から3年後に多店舗展開を許可。
銀行	2007年4月1日以降、外資100%での現地法人設立を許可。加盟から5年以内にベトナム人によるベトナムドンでの預金受入を許可。

図表3：加盟作業部会におけるベトナムの主な約束

項目	内容
輸出支援	加盟後直ちに、輸出実績に応じた補助金は撤廃される。また、輸出企業に対する既存の優遇税制も加盟後5年以内に撤廃される。
貿易権	国内業者に加え、全ての外国の企業・個人は登録をすることで貿易活動に従事できる。
貿易制限	WTOルールに則る場合を除き、貿易にかかる割当、禁止、その他の制限は廃止される。
知的財産	加盟後直ちに、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(TRIPs)を遵守する。

海外投資誘致機関 訪問記

中国・大連ソフトウェアパーク Dalian Software Park (DLSP)

中国有数の日系企業集積地である大連市では、製造業に続く産業の柱として、ソフトウェア産業の育成に力を入れています。今回は、大連市のソフトウェア産業の中核となる大連ソフトウェアパークを訪問し、その概要を伺ってきましたので、ご紹介します。

－大連ソフトウェアパークについて教えてください

大連ソフトウェアパーク(中国名：大連軟件園)は、ソフト開発・ITアウトソーシング拠点として、1998年に大連ハイテクパーク内に設立されました。市政府の全面的な協力のもと、大手不動産会社の億達集団が開発に当たり、同集団の100%子会社である大連軟件園股份有限公司が運営を行っています。

当パークでは、ソフト開発大手の東軟集団との合弁により、パーク内にIT専門大学(東北大学東軟情報学院)を設立し、外国語のできるIT技術者を養成しています。10,000人を越える在学生のうち90%は日本語を学んでおり、4年次には、東芝やアルパインなど進出企業が提供する講座で企業実務を学ぶ機会もあります。パーク近くには大連理工大学、大連交通大学、大連大学のソフトウェア学院も設立されており、日本向けIT人材の供給能力では、中国の他地区の追随を許さないものと自負しています。

当パークには、現在までに内外資を合わせ、357社(うち日系97社)の企業が進出しており、日本向けアウトソーシングを主体として、ソフト開発やデータ処理、コールセンターなどのBPO業務が行われています。

■今月のことば

千百十プロジェクト(中国名：千百十工程)

11.5計画期間中、10のアウトソーシング基地都市を建設し、100の多国籍企業のアウトソーシング業務を誘致し、1,000の国内アウトソーシング企業を育成することで、2010年のアウトソーシング輸出額を2005年の4倍にする計画。

人材訓練、国際認証の取得、政策性融資、情報ネットの整備などに財政資金が投入される。

所在地	中国大連市数嗎広場1号
スタッフ	ビジネス・ソリューション・センター プロジェクト・マネジャー 趙海濤(日本語可) プロジェクト・マネジャー 山崎洋平
電話	+86-411-8475-6446(趙氏) 8476-8093(山崎氏)
FAX	+86-411-8476-1107
URL	http://www.dlsp.com.cn(日本語)
e-Mail	zhaoh@dlsp.com.cn(趙氏) yamasaki@dlsp.com.cn(山崎氏)

－今後の発展計画について教えてください

第一期3km²の開発はほぼ終わり、空き用地が少なくなってきたことから、2003年より第二期8.6km²の開発に着手しています。このうち、シンガポール系デベロッパーのアセンダス社と共同で開発している「大連アセンダスITパーク」は、第一期地区から車で15分ほどの距離にあります。今年7月頃には最初のビルが完成する予定です。

中国商務部は昨年、アウトソーシング産業を振興する「千百十プロジェクト」を打ち出し、大連市が最初の中国サービスアウトソーシング基地として認定されました。政府の強力なサポートのもと、アウトソーシング産業は今後も大きく発展していくでしょう。

* 千百十プロジェクトは「今月のことば」参照

－中小企業にメッセージをお願いします

BPO業務には様々な形態があり、中小企業にも大いに活用の余地はあります。いきなり会社を設立するのではなく、まずは自社業務を外注するところからご相談に応じますので、どうぞお気軽にお問い合わせください。



右から趙氏、山崎氏

【発行】信金中央金庫

総合研究所 アジア業務室

〒104-0031 東京都中央区京橋3-8-1

http://www.scbrj.jp/

TEL 03-3563-7547 FAX 03-3563-7551

本レポートは、標記時点における情報提供を目的としています。したがって投資等についてはご自身の判断によってください。また、本レポート掲載資料は、当研究所が信頼できると考える各種データに基づき作成していますが、当研究所が正確性および完全性を保証するものではありません。

なお、記述されている予測または執筆者の見解は、予告なしに変更することがありますのでご注意ください。